

障発第0331010号  
平成20年3月31日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「発達障害者支援開発事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成19年6月29日障発第0629003号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知について別紙新旧対照表のとおり、その一部を改正し、平成20年4月1日から適用することとしたので通知する。

<改正後全文>

障発第0629003号  
平成19年6月29日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

### 発達障害者支援開発事業の実施について

今般、発達障害児（者）への有効な支援手法の開発・確立を図ることを目的とし、別紙のとおり「発達障害者支援開発事業実施要綱」を定め、平成19年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図れられたく通知する。

なお、事業の実施にあたっては医療、保健、福祉、就労及び教育等の各分野との連携を通じて一体的な取組みをお願いするとともに、市町村、社会福祉法人及び特定非営利活動法人等の活用も含めて、地域の実情に応じた積極的な取組みが行われるよう特段の配慮をお願いする。

(別紙)

## 発達障害者支援開発事業実施要綱

### 1 目的

発達障害者支援開発事業（以下「開発事業」という。）は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害等の発達障害児（者）について、先駆的な支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を行うことで発達障害児（者）に対する有効な支援手法の確立を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

開発事業の実施主体は、3の（1）については都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）、3の（2）については国とする。

3の（1）の事業について、都道府県等は、事業の全部又は一部を、市町村、社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「市町村等」という。）であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができるものとする。

この場合において、都道府県等は、委託先の市町村等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに定期的な報告を求めることする。

### 3 事業の内容

#### （1）発達障害者支援試行事業

##### ア 企画・推進委員会

###### （ア）企画・推進委員会の設置

各都道府県等に医療、保健、福祉、就労及び教育等の関係部局、研究者等の発達障害児（者）に関する学識経験者、当事者団体、親の会、NPO法人、発達障害者支援センターの管理責任者並びにイで規定する発達障害者支援マネージャー等の関係者からなる企画・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の設置に当たっては、既存の発達障害に関する各委員会等（教育委員会主体のものを含む。）との密接な連携を図ること。

###### （イ）委員会の役割

委員会は、都道府県等内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、発達障害児（者）の実態について広く把握をした上で、ウの（ア）で例示した事業を参考にしながら発達障害者支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）の実施計画を策定する。

また、当該モデル事業について適正かつ円滑に実施できる実施者を選定するとともに、当該モデル事業の実施者に対し実施状況等に関する報告を求め、評価、取りまとめを行い、発達障害児（者）の成長段階に応じた支援手法を開発

する。

(ウ) モデル事業の実施者との関係

委員会は、当該モデル事業実施にあたってはその成果が十分に得られるよう配慮するとともに、イに規定する発達障害者支援マネージャーを通じてモデル事業の実施者に対して適切な指導・助言を行うこと。

イ 発達障害者支援マネージャー

(ア) 発達障害者支援マネージャーの配置

モデル事業の進行管理及び委員会とモデル事業の実施者との調整等を行うことを目的として、都道府県知事等は、看護師、保健師、社会福祉士等で、発達障害児（者）等に対する支援について相当の経験及び知識を有する者又はそれと同等と認められる者を発達障害者支援マネージャー（以下「マネージャー」という。）として1名以上専任で必ず委員会に配置する。

(イ) マネージャーの役割

マネージャーは、委員会におけるモデル事業の選定、実施計画の策定、実施結果の取りまとめ及び評価について実務的な見地から提言を行うとともに、モデル事業の実施に際しては、委員会とモデル事業の実施者との連絡調整役として積極的に指導・助言及び報告を行う。

また、マネージャーは、発達障害児（者）の支援に関わる各種の病院、保健センター、障害福祉サービスを行う事業所、就労支援機関、学校等の関係機関及びその職員との連携を密にし、地域の発達障害児（者）の実情把握に努めること。

ウ 発達障害者支援モデル事業

(ア) モデル事業の実施

発達障害児（者）の支援ニーズや成長段階に応じた一貫した支援手法を開発するため、以下のようなモデル事業を実施する。

① 幼児発達支援手法の開発モデル事業

発達障害児に対して効果的な発達支援を早期（就学前）に行い、その効果を検証することにより、幼児発達支援手法の開発を行う。

② 発達障害児などの家族支援プログラムの開発モデル事業

発達障害児に対する子育て支援を含む家族支援を行い、その効果を検証することにより、家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の開発を行う。

③ 地域生活を円滑に行うための成長段階に応じた一貫した地域支援プログラムの開発モデル事業

発達障害児（者）の行動障害や二次障害を早期に発見し、地域で安定した生

活を送るための支援を行い、その効果を検証することにより、成長段階に応じた一貫した地域支援プログラムの開発を行う。

④ 社会参加・就労への準備性を育てるプログラムの開発モデル事業

発達障害児（者）の基本的なコミュニケーション支援など社会適応のための支援を行い、その効果を検証することにより、社会参加・就労への準備性を育てるプログラムの開発を行う。

(イ) 発達障害者支援センターとの関係

モデル事業では、地域に密着して発達障害児（者）の成長を支援し、成人期の生活に必要な生活技術を付与することを目的とするが、発達障害者支援センターの機能を補完するとともに、必要に応じ、発達障害者支援センターに専門的な見地からの意見・人材等を求める等、連携して事業を実施するものとする。

(ウ) 発達障害者支援体制整備事業との関係

モデル事業の実施に当たって、都道府県等支援体制整備事業及び圏域支援体制整備事業を実施している自治体については、発達障害者支援コーディネーターと、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」を実施している自治体については、特別支援教育コーディネーターとの連携を密にし、相乗効果が得られるよう工夫するものとする。

(エ) 留意事項等

モデル事業は、障害者自立支援法に規定されているサービスなど既存の資源を活用して行うこととする。

実施するモデル事業の内容及び計画については、県内、他地域への普及や新たな支援手法の開発を目的とし、企画・推進委員会において研究機関との連携も含めてモデル事業の効果を検証（分析、効果の数値化等）できる体制を確保すること。

都道府県等は、モデル事業の実施者の選定に当たっては、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村等とするよう努めること。

また、各種支援等の実施に当たっては、当事者や家族に事業の趣旨・内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

なお、国庫補助の対象とする期間は、3年以内とする。

(2) 発達障害者施策検討会

ア 趣旨

発達障害児（者）の支援手法の開発・確立にあたって、都道府県等から報告を受けたモデル事業について、専門的な見地から評価・分析を行い、成果等を全国に普及させることを目的に、研究者等の発達障害児（者）に関する学識経験者及び発達障害に関する民間団体等から構成する発達障害者施策検討会を国に設置する。

#### イ 検討内容

発達障害者施策検討会において、主に以下の事項を行う。

- (ア) モデル事業の実施計画に対する評価
- (イ) モデル事業の実施結果に対する評価・分析
- (ウ) モデル事業の成果等についての取りまとめ及び全国的な普及方法の検討

#### ウ 留意事項等

発達障害者施策検討会の委員は、都道府県等における企画・推進委員会の委員を兼ねることはできないものとする。

### 4 個人情報の保護

モデル事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、実施主体である都道府県等は、事業の全部又は一部を市町村等に委託する場合においては、当該市町村等に対して個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

### 5 実施状況の報告

実施主体である都道府県等は、3の(1)の事業の毎年度の実施状況について、別に定める様式により翌年度4月末日までに、厚生労働大臣あて報告しなければならない。

また、厚生労働大臣は、上記以外にも必要に応じて随時報告を求めることができるものとする。

### 6 費用の支弁

3の(1)の事業に要する費用は、都道府県等が支弁するものとする。

### 7 経費の補助

国は都道府県等が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、都道府県等は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものとする。